

第72回 河川レンジャー制度運営委員会

日 時：令和6年6月4日（火）14:00～16:00
場 所：ウォーターステーション琵琶 会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 委員長・副委員長の選出 (資料-1・2)
3. 報告
 - (1) 前回委員会の振り返り (資料-3)
 - (2) 河川レンジャー活動支援室からの報告 (資料-4)
4. 審議
 - (1) 河川レンジャー年間活動計画の承認について (資料-5)
5. その他
 - (1) 河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について (資料-6)
 - (2) 傍聴者からのご意見
6. 閉会

【配付資料】

- 資料-1 2024年度 琵琶湖河川レンジャー運営体制
- 資料-2 委員長・副委員長の選出について
- 資料-3 第71回河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨
- 資料-4 河川レンジャー活動支援室からの報告
- 資料-5 2024年度 琵琶湖河川レンジャー年間活動計画（案）
- 資料-6 河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について
- 参考資料-1 河川レンジャーレポート vol.52
- 参考資料-2 河川レンジャー活動の理念・あるべき姿
- 参考資料-3 河川レンジャー制度運営委員会規約
- 参考資料-4 琵琶湖河川レンジャー活動要領
- 参考資料-5 琵琶湖河川レンジャートライアル基本ルール

第72回 河川レンジャー制度運営委員会 委員名簿

区分	分類	氏名	所属等	備考
河川レンジャー 制度運営委員会	学識経験者	なかたに けいごう 中谷 恵剛	NPO法人瀬田川リパプレ隊 理事長	
		ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授	
	住民	きたい かおり 北井 香	おうみ 淡海の川づくりフォーラム実行委員長	
	行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
わこう たかとし 若公 崇敏		国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長		

琵琶湖河川レンジャー

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川レンジャー	ねぎやま こうへい 根木山 恒平		
	みずかみ ゆきお 水上 幸夫		
	のむら ゆみこ 野村 祐美子		

河川レンジャー制度運営委員会 事務局

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川事務所	たなか もとゆき 田中 基幸	総括保全対策官	
	はせがわ みのる 長谷川 稔	専門調査官	
	かすぶち ゆきお 粕渕 幸夫	管理課 専門職	
活動支援室	まつおか とおる 松岡 徹	ウォーターステーション琵琶湖 流域連携支援室	河川レンジャーマネージャー
業務受託者	てらい よしゆき 寺井 喜之	(公財) 河川財団 近畿事務所 所長	
	ふかざわ ようじ 深澤 洋二	(公財) 河川財団 近畿事務所 技術次長	
	なかにし ふみなお 中西 史尚	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	いのうえ ゆうき 井上 勇樹	(公財) 河川財団 近畿事務所	

2024 年度 琵琶湖河川レンジャー運営体制

2024 年度の琵琶湖河川レンジャーの運営体制について、確認と共有をお願いします。

1. 河川レンジャー制度運営委員会

河川レンジャー制度運営委員会の委員は表 1.の通りです。

※今年度の委員長と副委員長の選出は、本会で執り行います。

表 1. 河川レンジャー制度運営委員会委員 一覧

分類	氏名	所属等	備考
学識経験者	なかたに けいごう 中谷 恵剛	NPO 法人 瀬田川リバブレ隊 理事長	
	ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授	
住民	きたい かおり 北井 香	淡海の川づくりフォーラム 実行委員長	
行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
	わごう たかとし 若公 崇敏	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

(敬称略)

2. 琵琶湖河川レンジャー

琵琶湖河川事務所管内で活動を展開する河川レンジャーは表 2.の通りです。

表 2. 琵琶湖河川レンジャー 一覧

区分	氏名	任期等	備考
河川レンジャー	ねぎやま こうへい 根木山 恒平	6 期 1 2 年目	
	みずかみ ゆきお 水上 幸夫	4 期 8 年目	
	のむら ゆみこ 野村 祐美子	1 期 2 年目	

(敬称略)

3. 琵琶湖河川レンジャー担当者

琵琶湖河川レンジャーの担当者（琵琶湖河川事務所、活動支援室 他）は表 3.の通りです。

表 3. 琵琶湖河川レンジャー担当者 一覧

区分	氏名	所属等	備考
琵琶湖河川事務所	たなか もとゆき 田中 基幸	総括保全対策官	
	はせがわ みのる 長谷川 稔	専門調査官	
	かすぶち ゆきお 粕 渕 幸夫	管理課 専門職	
活動支援室 (業務受託者)	まつおか とおる 松岡 徹	ウォーターステーション琵琶 流域連携支援室	レンジャー マネージャー
業務受託者	てらい よしゆき 寺井 喜之	(公財) 河川財団 近畿事務所長	
	ふかざわ ようじ 深澤 洋二	(公財) 河川財団 近畿事務所 次長	
	なかにし ふみなお 中西 史尚	(公財) 河川財団 近畿事務所	
	いのうえ ゆうき 井上 勇樹	(公財) 河川財団 近畿事務所	

(敬称略)

委員長・副委員長の選出について

河川レンジャー制度運営委員会の委員長、副委員長は、「河川レンジャー制度運営委員会規約」第 7 条 2 項により、委員の互選により定めることとなっています。

本会において、委員長、副委員長の選出を行いたく存じます。

表 1. および表 2. をご確認ください、自薦、他薦を含めて、選出をお願いいたします。

表 1. 2024 年度 河川レンジャー制度運営委員会委員 一覧

分類	氏名	所属等	備考
学識経験者	なかたに けいこう 中谷 恵剛	NPO 法人 瀬田川リバプレ隊 理事長	* 2023 年度委員長
	ひらやま なおこ 平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授	
住民	きたい かおり 北井 香	淡海の川づくりフォーラム 実行委員長	* 2023 年度副委員長
行政関係者 (河川管理者)	ぬまた あつし 沼田 淳	滋賀県土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 室長	
	わこう たかとし 若公 崇敏	国土交通省 琵琶湖河川事務所 所長	

(敬称略)

表 2. 河川レンジャー制度運営委員会規約 第 7 条 (抜粋)

(委員長及び副委員長)

第 7 条 委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

第 71 回 河川レンジャー制度運営委員会 議事要旨

開催日：令和 6 年 3 月 6 日（水）14:00～16:15

実施場所：オンライン+対面（ウォーターステーション琵琶 1 階会議室）

出席者：制度運営委員会委員：中谷、北井、平山、沼田、若公

琵琶湖河川レンジャー：根木山、水上、野村、（欠席：西島）

事務局：琵琶湖河川事務所；田中、松田、安田

流域連携支援室；中西、松岡、井上、寺井、深澤

（敬称略）

1. 議事

- 報告 (1) 前回委員会の振り返り
(2) 河川レンジャー活動支援室からの報告
(3) 河川レンジャー年間活動報告
- 審議 (1) 河川レンジャーの辞任について
(2) 2024 年度 河川レンジャー年間活動計画（案）【暫定版】
(3) 規約・活動要領の見直しについて

2. 結果 [凡例：○ 委員、□ 河川レンジャー、△ 事務局]

■報告

(1) 前回委員会の振り返り

事務局より「第 70 回委員会の開催結果」の報告を行った。

(2) 河川レンジャー活動支援室からの報告

事務局より「第 70 回委員会以降の河川レンジャー活動支援室の主な取組状況」の報告を行った。報告に対する委員の意見・助言は以下のとおり。

[河川レンジャー勉強会について]

○「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり」の計画は、進捗の中で河川レンジャー活動とうまくフィットする部分が見つかっていくと良いと思う。河川事務所の事業においても「こんなことをやっている」と広報いただけると地域の関心も高まって良いのではと思う。

⇒○「野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり」は、堤防が破損・決壊した際に緊急的対応に必要な資材を備蓄する場所を整備し、平時に市民の方々に有効活用していただくという取り組みである。野洲川、北流側帯で来年度以降整備を進めようとしている。

⇒○河川管理者としては、計画の中の基盤整備と野洲川へのアクセスといったところを実施し、いわゆる上物の整備は野洲市で主体的にやっていただく。

[河川レンジャートライアルについて]

○5 名の方が河川レンジャートライアルに令和 4 年度から 2 年間登録されていたが、次年度以降は更新されない。登録者は全員大学生で大学院への進学や就職活動などの理由があり致し方ないところはあるが、登録者から「トライアル制度のこういった部分は継続しにくい」であるとか、あるいは事務局側からは登録者へどのようなアクションをしていたのか教えてほしい。

- ⇒△継続しない理由は、今年度活動に参加した登録者1名からは就職で、勤務地が大阪など近隣なら継続したかったと積極的な方であった。他の登録者からは就職活動で多忙になるためとのことで、今後参考となる意見を聞きたいと考えている。
- ⇒○登録者には、様々な活動の機会を照会してきたが、結果、1名の参加にとどまったということで良いか。
- ⇒△その通りである。
- ⇒○昨年度の状況は。
- ⇒△昨年度は4～5回の活動への参加があった。河川レンジャーが別途河川レンジャートライアルにスポットを当てた活動を実施したこともあり、その際に河川レンジャー活動の仕組み等も説明していた。
- ⇒○分かった。今後、募集していくにあたっての課題と思われる。

(3) 河川レンジャー年間活動報告

河川レンジャーより年間活動報告がなされた。各河川レンジャーの報告に対する委員の意見・助言は以下のとおり。

【根木山河川レンジャーの年間活動報告について】

- 活動報告書の「今後の課題」で『ボリューム的なバランスをどうとっていくか』と記載されているが、どの活動について、具体的にどういうところが課題なのか、を教えていただきたい。
- ⇒□今後の展開について、野洲川下流域から上流部、中流部と、情報収集ができた結果、いろいろなことができそうだなというのは見えてきたが、1人で全部を取り組んでいくことはできないため記載した。自身の活動をどういうボリュームバランスでどこに注力していくのが良いか委員の意見もいただいたうえで考えていきたい。
- ⇒○根木山河川レンジャーとして、注力していきたい取り組みはあるのか。
- ⇒□これまでは下流部で取り組んできたため、上流側へ展開していきたいのが基本的な考えである。ただし、上流部とはいえ、上流と中流があり、双方とも取り組めそうなことはある。その中で下流部の取り組みをやめるわけにはいかないため、継続しながら上流・中流のどこにフォーカスを当てて取り組んでいくことが良いのか悩んでいる。
- ⇒○個人的な印象だが、活動場所やテーマが広がっているので、根木山河川レンジャーの役割が少し変わってきているのかもしれないと思う。自身が現場で何かを取り組むというよりも、コーディネーターの人材育成とそのコーディネーターとのコミュニケーションを図っていくことになりつつあるのかなと聞き受けた。
- 下流部で継続している住民団体への活動支援やこども園との関わりについて現在の状況を伺いたい。
- ⇒□こども園は、教員が異動で入れ替わっていく。異動してきた方々へ河川利用のトレーニングの機会を提供でき、ひいては守山市全体の幼児教育の教員の方々へ機会を提供できるという意味において継続していく価値はあるのではと考えている。
- 住民団体への活動支援は、定例の親水活動は自立して実施していけるが、夏季の「川遊びオープンデー」のような一般も参加できる機会、幼木伐採など河川管理者の活動とつなげた活動などは自身が少しつないでいかないと考えている。
- 報告の中の子ども達へのアンケートに「野洲川に入っていけないから生き物がいるのかわからない」とあった。図面では階段護岸から滞筋までの距離が結構あったが、こちらは川へ入っていけるようなところなのか。
- ⇒□アンケートは野洲小学校での学習時のものである。中流部の野洲市のかわまちづくり計画では、5年計画の中に水辺に近づけるような護岸整備をすると伺っている。上流部の栗東市

では、現在そのような整備計画がないため、階段護岸から滯筋までは少し距離があり、近づきにくい課題はあるのかなと思う。

⇒○滋賀県でも階段護岸、親水護岸を整備しているが、なかなか活用されず、活用されるようにしていきたいと思っている。活動されるにあたり、県へ要望、あるいは許認可など、「もう少しこのような工夫をしてほしい」等の事項があればお聞かせいただきたい。

⇒□滋賀県管理河川の階段護岸の付近で活動することがあるが、ハード整備を要望しても実現は難しいと思う。どのような要望をすれば県として可能性があるのか教えてほしい。

⇒○部分的なところでは階段護岸は整備できると思う。例えば飛び石など、現場ですてきた資材を河川に影響のない範囲で置いたりもできるかと思う。活動の中で要望が出てきたら教えてほしい。県事業でも参考にしていきたい。

⇒□県管理河川でも活動することがあるのでありがたい。お伝えするようにしていく。

⇒○情報提供として。中流部の野洲市かわまちづくりの関係で、協議会の中で「川に近づけるようにします」と説明した際、現場が落差工からすぐ下流にあたることから、委員から「この付近はそもそも入ったらいけない」「学校では入ってはいけないと教えているのにどうするのか」という指摘を受けた。結論は出ていないが、今回のかまちづくりで落差工を「入ってはいけないところではない」施設にできないかと河川事務所内で議論をし始めている。

○川遊び活動の報告にあった、地域住民からの「ここ、遊んで良いのですか？」との声について、共感するところである。自身も河川を利用中に同じ質問を受けたことがあり、河川管理者として不安になった経験がある。活動を通じて、地域住民に河川の自由使用について知るきっかけづくりをいただいているのは非常にありがたい。

【水上河川レンジャーの年間活動報告について】

○報告の中で「レイマック(株)さんのボランティア委員会が中心になって清掃活動を実施していただいているところまで進んだ」とあるが非常に良いことと思う。ここに至るまでに苦労されたと思うが、コツやうまくいくための取り組みなど教えていただきたい。

⇒□実際はあまり進んでいない。レイマック(株)さんには、お目にかかってから6年間清掃活動にお付き合いいただいている。そのあいだ都度訪問し、いろいろなこととお聞きしている中で信頼関係ができ、昨年辺りから住民主体の活動に向けて少しお話をさせていただいている。何年もかけて信頼関係をつくらないとこの段階までこられなかったことが現実であり、苦労したことである。

○活動報告書のABC評価について。C評価とした部分は、実施された結果課題と思われる部分があったのか、住民への意見聴取の部分で高い目標を持っていたためにこの評価となったのか伺いたい。

⇒□意見聴取に関しては、聴取が目的ではなく、意見を生かせるような調整をしていかななくてはだめだと思っている。なかなか生かせていないところがあり、C評価としている。

野洲川中部での取り組みはまだ始まったばかりでありC評価。野洲川中洲親水公園の利用については、野洲川河川清掃に付帯して取り組んでいる部分があり、C評価くらいしがないと思っている。

○住民への意見聴取について。何か印象的な意見はあったか。

⇒□毎年活動に対しての意見をいただいているが、一般的な話しか出てこない。野洲川河川清掃で防災かまど体験を実施した結果、「野洲川は思ったよりもきれいだった。みんなで川を守っていきたい。」「野洲川の清掃体験をこれからも続けた方がいい。」とか、新たに実施した火おこし体験については「大変だなとしみじみ思いました。」とか「家のガスコンロがどれだけ有難いかを知った。」というような感想をいただいている。

こういった意見を受けてどうしていくのかというと、現在の野洲川河川清掃を継続していくことになるのかなと思っており、新たな活動に結びつく要素は取れなかった。

- 報告の中でオムロン(株)の名前が出てきたが、どのようにオムロン(株)と接点を持つに至ったのか、あるいはどのようなことを期待して接点を持ったのか分かる範囲で教えてほしい。
- ⇒□結論は、全く接点はできていない。実は、琵琶湖河川事務所がオムロン(株)と野洲川の幼木伐採に関して昨年からは働きかけておられ、実施することになった。琵琶湖河川事務所との調整の結果、今年度が初めての実施となるため、河川レンジャーとしては少し待ってほしいとのことであった。

【野村河川レンジャーの年間活動報告について】

- 「小学校学習指導要領の記述の整理」について、整理する目的は何か、自身の活動とどうつながっているのか教えてほしい。
- ⇒□自身の活動が小学生を対象にしていることから、活動を通じて河川の問題を扱う際、「どの学年でどの辺りまで知っているのか」「どういう学習経験を持っているのか」を知っておくことは大切であると思った。そのため、活動の効果をしっかりと押さえるため、学校での学習との関連を学習指導要領の記述を元に整理した。
- 活動報告書に記載されている課題について、具体的に何を課題として感じられたのか教えてほしい。
- ⇒□自身は、子供たちが「自分たちは主体的に参加している、活動している」ということを感じたときにその活動の目的がもっと達成できると考えている。しかし、今年度は自身が「こんなことをやりますよ」「これをやってみましょう」、子どもたちは「じゃあ、頑張って取り組みました」というような発信者と受け手みたいな感じの関係になりがちであったため、課題と認識した。子供たちがどのような瀬田川にしたいと思っているのか、子供たちの思いを取り入れた活動にしたい。
- これだけコンテンツをそろえて講座をつくるだけでも多大な努力と苦勞あったことだろうと思う。今年度参加していた参加者(親子)たちとの次年度の関係はどのようになるのか伺いたい。
- ⇒□参加者からは来年度も継続するのならばぜひ応募したいと言われているかたがほとんどであった。ただし、応募者多数の場合は抽選になるからわからないよと伝えている。
- ⇒○継続は可能なのか。
- ⇒□可能である。そのように考えている。
- ⇒○今年度も抽選であったのか。
- ⇒□そうである。倍率は1.5倍であった。
- ⇒○参加者の習熟具合にもよるかと思うが、参加の継続ではなく「活動のお手伝い」という感じの継続でも良いのではないかと思った。そうすることで少し参加者の枠も空くことになる。参加者とは少し違う関係性もあるのではと思った。

■審議

(1) 河川レンジャーの辞任について

西島河川レンジャーにより提出された辞任届について、審議の結果、解任が議決された。

(2) 2024年度 河川レンジャー年間活動計画(案)【暫定版】

河川レンジャー3名の年間活動計画(案)【暫定版】が提案され、承認された。各河川レンジャーの活動計画に対する委員の意見・助言を次頁に示す。

【根木山河川レンジャーの年間活動計画〔暫定版〕について】

- 野洲川上流、中流、下流部での活動で関係者や団体の重なりはどの程度あるのか。
- ⇒□基本的に重なっていないと理解いただいてよい。中流・上流部は現在行政とでしか活動の関わりがない。住民の方々とはまだ関わりはないが、基本的に重なっていない。下流部で支援している住民グループとのつながりを中流・上流部での活動に試行として一緒に取り組んでいただくところはできるのかなと考えている。
- ⇒○分かった。県内の河川でも上下流の連携がうまくいっている事例はあまりないのではと思っている。実質的には難しいのではという印象を持っている。根木山河川レンジャーの活動は、比較的狭い範囲、野洲川の下流域の中での上流・中流・下流部のため、もしかしたらつながる可能性があるかもしれないと思った。

- 先日に話題提供した野洲川でのアクティビティ：チュービングについて、まだ安全性等は分かっていない。来年度は河川事務所でも職員で試行してみようとなった際には、根木山河川レンジャーにも声を掛けさせていただこうかな、くらいの感覚で考えている。
- ⇒□職員の方で試行される際に関わりのある住民グループに声を掛けてつなぐことはおそらく可能である。住民グループは、河川での活動になれているため、試行の意味からも適している。

【水上河川レンジャーの年間活動計画〔暫定版〕について】

- 新たに中流部・上流部での活動を展開していく面において、地元周辺に住んでいる方々は無視できない。いかに興味を持ってもらうかが大事である。
- ⇒□野洲市のかわまちづくりにおいては、野洲市がワークショップを開催しようとしている。そのワークショップに部分的に関わり、河川レンジャーとして中立の立場で住民の意見を聴く。行政にとっては悪いことも良いことも聴いて伝えることがダイレクトで分かりやすいと思っている。
- ⇒○野洲市として運営されていく利活用のアイデアに市民にもっと関わってほしいというところに河川レンジャーが少し協力して、ノウハウなり、助けてもらいたいというような打診があったりしたのか。
- ⇒□先日の河川レンジャー勉強会において琵琶湖河川事務所と野洲市と現地で話をし、意見交換した。その中で河川レンジャーとして関わることはどうかと聞いたところ「いいことですな」と反応があった。
- ⇒○河川レンジャーから提案したのか。
- ⇒□そうである。野洲市の下請けで関わるのではなく、あくまで中立の立場で住民の意見を聞いていきたいと考えた。

【野村河川レンジャーの年間活動計画〔暫定版〕について】

- 前段の年間活動報告時には、次年度の予定に釣りなど、発表された計画内容以外の事項も含まれていたがどうか。
- ⇒□釣りに関しては、瀬田川で釣り人に話を聞いたりしているが「ほとんど釣れなくなった」という話がある。また、釣りをされている方の外来魚に対する扱いについて疑問に思うこともあり、調整をゆっくり丁寧に進めながら今後考えていきたい。
- ⇒○この活動は親子で楽しく学べて子どもたちにとって良い経験だと思う。瀬田川の良いところだけではなく、いま琵琶湖で起こっている課題など、悪いことも含めて学べる内容にしたいだけたらと思う。

- たとえば、瀬田川洗堰の見学会などはどうか。

⇒□リクエストがあれば喜んで対応させていただく。ただ、小学生だと少し難しいかなとも思う。それでもなるべく分かりやすく、丁寧に説明させていただきたいと思う。
また、課題に挙げられていた防災・減災に関する取り組み。こちらも小学生には難しいとは思いますが、リクエストがあればチャレンジさせていただく。

○活動「瀬田川たんけんたい」は今年度と概ね同じメニューで取り組み、ワークショップは地域の方対象に別口で取り組んでいくイメージか。

⇒□そうである。

⇒○「瀬田川たんけんたい」だけでも大変だと思うが、さらに活動いただけるのは非常にありがたい。河川事務所もできることはさせていただくので相談いただければと思う。

○「瀬田川たんけんたい」は、基本的に今年度と内容が同じであれば、早期の広報展開（近隣小学校へのチラシ配布）は賛成だが、今年度も希望者多数で抽選により全員参加できなかったことから、広範囲に広報を行うことが心配である。

⇒□「瀬田川でこのようなことをやっていますよ」ということが子どもを通じて親にも伝わるため、広報の一つとして実施していきたい。

⇒○応募者多数の場合、今年度の参加者はご遠慮いただくことになるのか。

⇒□今年度の参加者には公平に抽選すると伝えている。

⇒○全員新しい参加者だと毎年空気づくりをリセットしていくことになり大変である。先ほど意見があったが、経験者として活動に関わっていただくということは良いアイデアと思う。

⇒○河川レンジャーとして、どのようにして活動の主体を住民へ移していくかというところを他の河川レンジャーも苦労されている。受け皿になる基盤づくりのように仲間が早くできると良い。次年度はそういったつながりがイメージできるように取り組んでいかれば良いのではないか。

(3) 規約・活動要領の見直しについて

第70回河川レンジャー制度運営委員会より継続審議となっていた、「河川レンジャー制度運営委員会規約」および「琵琶湖河川レンジャー活動要領」は、審議に結果、改正が議決された。

[改正内容]

◆琵琶湖河川レンジャー活動要領

1. 「淀川水系河川整備計画（変更）」の策定（R3.8.6）に伴い第2条の表現を修正
2. 第5条1項 河川レンジャーの任命条件を明記
 - ・河川レンジャー制度運営委員会から任命
 - ・「河川レンジャーの理念・あるべき姿」の遵守
 - ・年齢の記載「成年であること」

◆河川レンジャー制度運営委員会規約

1. 「淀川水系河川整備計画（変更）」の策定（R3.8.6）に伴い前文の表現を修正
2. 第6条1項 委員の任期を「1年」から「2年」に変更

[審議に対する委員の意見]

◆琵琶湖河川レンジャー活動要領について

○河川レンジャーの年齢について、事務局とも相談したが、結果的には他管内の河川レンジャー制度と並びを取った形にはなったが、一定の謝金の支払いがあること、河川レンジャー自体が

ただ活動するだけではなく、市民と行政の間に立つという役割から、「成年」は残しておいた方が良いと考え、提案した。

○河川レンジャーの年齢だけでなく、改正案に第5条の(2)も新しく含まれている。

⇒△「河川レンジャー活動の理念とあるべき姿」が活動要領とリンクしていない思いがあり、河川レンジャーは任命される時にはこちらを遵守していただかないといけないことから提案した。

⇒○「河川レンジャー活動の理念とあるべき姿」は、長く議論がされてきて、現在の形でフィックスということではなく、都度状況に応じて議論がある。このことを踏まえつつも、河川レンジャーには遵守いただきことは必要であると思われる。

◆河川レンジャー制度運営委員会規約について

○委員の任期について、長年、年度ごとということであったが、河川レンジャー活動の連続性(任期2年)を考え、任期2年という提案をいただいている。

委員の世代交代ということも視野に入れつつこの提案でよいと考える。

◆その他

○年度末の委員会で活動報告と次年計画が続きで説明がある方が聞きやすい。また、年度末の会議で活動計画の承認ができれば、次の会議では、河川レンジャーの困っていることなど別の議題が議論できる。

⇒○重要な点であり、今後委員会の仕組みを考えていく。

以上

河川レンジャー活動支援室からの報告

第 71 回河川レンジャー制度運営委員会以降において、河川レンジャー活動支援室（以下、支援室）の主な取組状況を報告します。

1. 令和 6 年度の支援室の主なスケジュール

令和 6 年度の河川レンジャー制度運営委員会等の主なスケジュールを表 1 に示します。

表 1 2024 年度 河川レンジャー関連年間計画

時期	制度運営委員会等	河川レンジャーミーティングおよび 河川レンジャー研修	その他支援室の主な動き (Rレポート発行、各種イベント開催)	
令和 6 年度	4月	河川レンジャーミーティング 4/25.26		
	5月	5/20 琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会		
	6月	6/4 第72回 制度運営委員会	河川レンジャーミーティング	
	7月		河川レンジャー研修	琵琶湖河川レンジャーレポート53号 発行
	8月			
	9月		河川レンジャーミーティング	
	10月		河川レンジャーミーティング	
	11月	第73 制度運営委員会		琵琶湖河川レンジャーレポート54号 発行
	12月		河川レンジャーミーティング 河川レンジャー研修	
	1月	琵琶湖河川R・琵琶湖河川事務所 意見交換会	河川レンジャーミーティング	
	2月	第74回 制度運営委員会	河川レンジャーミーティング	
	3月			琵琶湖河川レンジャーレポート55号 発行

2. 河川レンジャーの募集状況

- 河川レンジャーおよび河川レンジャートライアルの募集は、引き続き、WS 琵琶のホームページ・チラシ配架等で行っています。
- 令和6年6月4日時点で河川レンジャーへの応募はありません。

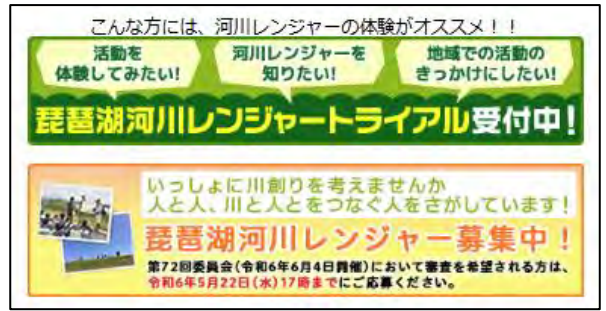


図1 WS 琵琶ホームページでの募集案内

3. その他：河川レンジャーへの主な支援

- 根木山R：活動支援（現地）・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- 水上R：活動支援（現地）・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- 野村R：活動支援（現地）・資機材の貸し出し支援・河川事務所との調整支援
- その他：年間活動計画作成、月間活動報告に伴うアドバイス等について

4. 琵琶湖河川レンジャーレポート vol.52 発行

*別途、参考資料-1として配布しています。

5. 琵琶湖河川レンジャー・琵琶湖河川事務所 意見交換会の開催報告

日 時：令和 6 年 5 月 20 日（月）10:30～12:10

場 所：琵琶湖河川事務所 1 階第一会議室

出席者：琵琶湖河川レンジャー：根木山、水上、野村

琵琶湖河川事務所：田中総括保全対策官、戌亥課長（工務課）、川西係長（流域治水課）、
檜崎課長（占用調整課）、中村課長（管理課）、奥野所長（瀬田川出張所）、
山村所長（野洲川出張所）、長谷川専門調査官、粕淵専門職（管理課）、
業務受託者：中西、深澤、松岡

1. 議事

1. 開会

- (1) 本日の意見交換について
- (2) 自己紹介

2. 情報提供・共有

- (1) 令和 6 年度の野洲川・瀬田川における事業計画の紹介
- (2) 令和 6 年度の琵琶湖河川レンジャーの活動計画

3. 意見交換

- (1) 住民と行政をつなぐ

4. 名刺交換

2. 開催状況



以上

2024 年度 河川レンジャー年間活動計画書

◆目次

根木山 河川レンジャー年間活動計画	1
水上 河川レンジャー年間活動計画	3
野村 河川レンジャー年間活動計画	6

(テーマ) 野洲川の川守りをつなぐ

氏名： 根木山恒平
作成日： 2024年 5月17日

<p>背景と昨年度の課題</p>	<p>下流部（主に守山市域）では、平成25年度からのかわまちづくりによる水辺整備により、住民利用もすこしずつ増えてきています。11月には地元地域団体による学区民の集いが親水公園にて計画されていましたがリーダーの変更もあり予断を許さない様子です。中洲こども園では野洲川での川遊びが継続していますが、毎年先生が交代するため支援要請が来ています。</p> <p>幼木再繁茂対策は、令和5年度に河川管理者が実施した踏み倒しにて一旦はキレイになりましたが、すでに幼木が立ち上がり始めています。また河川敷に希少種（植物）がありその保全活動に住民の協力が必要です。</p> <p>中流部（野洲市域）でも、かわまちづくりが始まり、整備エリアに隣接する県有地（北流跡自然の森）で活動する複数の住民グループがあり、行政と住民、川と人とのつながりが必要になりそうです。</p> <p>上流部（栗東市域）では、令和5年度に複数の河川Rで連携して住民参加の清掃活動を試行した結果、栗東市役所、河川管理者と連携した清掃活動に向けた準備がはじまりました（別の河Rが担当）。行政の動きや清掃活動に住民の参加を促すためにも水辺の利用活動などの機会をつくることで相乗効果を生むのではないかと仮説をもっています。</p>
<p>実施目的</p>	<p>(ビジョン)</p> <p>野洲川の下流部から上流部（直轄区間）にかけて、住民が野洲川を利用する機会を増やし、また、ごみ拾いや幼木伐採、除草作業などの維持管理作業に住民が協力している状況を目指します。野洲川の自然環境が、住民の生活の質を高める地域資源として前向きにとらえられ、野洲川の維持管理に率先して参加する住民が増えることを目指します。</p> <p>(ミッション)</p> <p>川と人、住民と行政のつなぎ役として、野洲川で活動しようとする住民、および住民団体（自治会や住民グループ）、さらに、守山市、野洲市、栗東市などの地方自治体、および、野洲川の河川管理者との結節点となれるように活動します。それぞれの立場を理解することに努め、全体として、河川での住民活動や河川管理行為がうまく進むように取り組みます。</p>
<p>次年度の成果目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 野洲川上流部（栗東市域）での活動 左岸高水敷にて栗東市が占有する野洲川運動公園に隣接する低水路にて、住民が参加できる川遊びの機会を現地調査から初めて安全管理を含めて試行します。別途、準備がはじまった行政と連携した河川清掃活動との相乗効果を得られないかと考えています。 野洲川中流部（野洲市域）での活動 野洲市による「かわまちづくり」が始まりました。まずは、住民が実際に水辺を利用する機会をもうけることで、かわまちづくりに向けた野洲川がもつ魅力に住民が気付き、かわまちづくりに参加して下さる住民が増えるように活動したいと思います。野洲川に隣接する県有地（北流跡地自然の森）の整備や利用をされている住民グループが複数あるという情報を野洲市役所からも情報提供いただいております。こちらから連絡をとり、意見を聴取し、野洲川での活動を模索していきたいと考えています。 野洲川下流部（守山市域）での活動 これまでの活動成果を踏まえ、従来からつながりのある地元住民団体や、教育機関、住民グループへの支援を必要に応じて行います。11月10日に中洲学区学区民の集いが予定されており、伴走しながらサポートしていきたいと考えています。中洲こども園からも新年度に異動されてきた先生方への研修を含め支援要請をいただいております。また、河川敷に希少種（植物）があり、河道掘削に合わせ保全に向けた取り組みに住民に協力してもらえないか働きかけを行います。

<p>内容</p>	<p>1. 野洲川上流部（栗東市域）での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺利用が可能な河川区間を探し、安全管理をはかりながら、住民参加の水辺利用活動を試行します。 <p>2. 野洲川中流部（野洲市域）での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北流跡地自然の森を整備されている住民グループ、および利用されている親子サークルにコンタクトをとり、野洲川での活動の可能性について、意見を聴取し、今後の具体的な河川利用活動に向けて活動します。 <p>3. 野洲川下流部（守山市域）での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中洲こども園による川遊びに向けて先生向け研修会、川遊びの支援を行います（5～7月） ・地元住民団体による行事（11月10日）に向けた伴走支援 ・住民が参加できる河川利用活動の支援 ・希少種（植物）の保全活動に住民グループが協力してもらえるようにつなぎ役を果たす 												
<p>対象</p>	<p>1. 野洲川上流部（栗東市域）の住民、行政機関等</p> <p>2. 野洲川中流部（野洲市域）の住民、行政機関等</p> <p>3. 野洲川下流部（守山市域）の住民、行政機関等</p> <p>4. 河川管理者</p>												
<p>工程計画</p>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>1. 野洲川上流部（栗東市域）</p>	現地調査	現地調査	水辺利用の準備	水辺利用の準備	水辺利用試行								
<p>2. 野洲川中流部（野洲市域）</p>	現地調査					住民G聴取	住民G聴取	ニーズ整理	利用活動検討	利用活動検討	利用活動計画		
<p>3. 野洲川下流部（守山市域）</p>	打合せ	こども園	こども園	こども園	準備	準備	準備	地元団体行事					
	現地調査	利用活動	利用活動	利用活動	川遊び	川遊び	準備	希少種保全	希少種保全	幼木再繁茂対策	幼木再繁茂対策	利用活動	

(テーマ) 住民と行政がともに考える川づくり

氏名：水上 幸夫
作成日：2024年5月22日

背景と昨年度の課題	<p>背景</p> <p>私は、川は住民の宝であり、できるだけ多くの人々に「川に関心を持ってもらい」「川に直接ふれてもらい」「川のことを自ら考えてもらう」等の行動をしてもらえるような「住民参加の川づくり」の取り組みを進めるべきだと思っている。そのためには、住民と行政（河川管理者）がともに考える川づくりを進めることが重要であると考えている。</p> <p>昨年度の課題</p> <p>2017～2023 年度の 6 年間で行政（河川管理者）と住民がともに考える川づくりをテーマに進めてきたが「川のことを自ら考えてもらう」住民主体の川づくりの活動へ発展させる事が出来なかった。</p>
実施目的	<p>野洲川の河川環境を大切に、住民の主体のもと、住民・企業・行政と連携して、川を知り、川を活かした活力ある地域づくりの実現を図るため、川を軸にした地域活動としての「川づくり」の活動を行う。</p> <p>(ビジョン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 野洲川が多くの人々の活動場所となる。 ② 住民が川づくりに参加できるような仕組みができる。 ③ 住民と行政がともに考える川づくりの仕組みができる。 ④ 最終的には住民主体となった住民参加の川づくりが実現する。 <p>(ミッション)</p> <p>サブテーマとして2つのテーマで活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民参加の川づくり ② 企業参加の川づくり <p>◆ミッション達成のための具体的な川づくりのテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑化・美化活動を軸とした環境改善（環境保全） ② いろんな世代の人達が川にふれ親しむきっかけをつくる。（川の利用） ③ 植生・水生生物の観察による学習・教育（川を知る） ④ 水遊びで水にふれあい、川の恐ろしさを伝える（安全） ⑤ 水害などから地域を守る（防災） ⑥ 地域連携 地域・企業・行政と連携した川づくり（地域連携）
今年度の成果目標	<p>地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり（地域連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 野洲川河川清掃（環境保全） 2017年から実施してきた野洲川河川清掃活動を継続して進める 2024年度は引き続き「住民主体の川づくり」を目指して企画の段階から企業・住民の想いを聴き、住民が主体的に活動する仕組みづくりに向けた野洲川河川清掃を実施する。 (2) 野洲川中洲親水公園（あめんぼう）の利用促進（利用） あめんぼうを皆さんに利用してもらうために住民の方々と連携して活動 (3) 住民の声（想い）を聴き、届ける（地域連携） 野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民主体の川づくりに向けた取り組みに生かせるようにする。 (4) 野洲川中流域、上流域での活動に向けて具体的な取り組みを始める。

内容	<p>地域住民、企業が川づくりに主体的に参加できるような仕組みづくり</p> <p>1. 企業、地域住民をつなぐ野洲川清掃活動</p> <p>野洲川河川清掃（夏季）</p> <p>1) 実施時期 令和6年6月</p> <p>2) 参加者・・・約50名予定 (1) ㈱レイマック、なかす野洲川たんけん隊、自治会 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容 (1) 野洲川河川清掃 (2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP）</p> <p>野洲川河川清掃（秋季）</p> <p>1) 実施時期 令和6年10月中旬</p> <p>2) 参加者・・・約100名予定 (1) ㈱レイマック、なかす野洲川たんけん隊、立命館守山中学校、自治会、地域住民 (2) 琵琶湖河川事務所、守山市</p> <p>3) 内容</p> <p>第1部 (1) 野洲川河川清掃 (2) 河川清掃の実施範囲（予定） 天満大橋（1. OKP）～稲荷大橋（2. 4KP）</p> <p>第2部 中洲親水公園（あめんぼう）を利用したイベント（予定） (1) E ボートによる野洲川の探検 (2) 野洲川の生き物調査 (3) 防災カマドによる非常炊き出し体験</p> <p>2. 野洲川中流域、上流域での活動に向けた具体的な取り組み</p> <p>中流域（南流側帯・北流側帯付近）及び上流域の（野洲川運動公園（栗東市）付近）の2か所についてどのような活動ができるか関係者と調整を行い活動する。</p> <p>1) 中流域での活動（概要） 野洲川に関する住民の声（想い）聴き、行政に届けるとともに記録として残し住民参加の川づくりに向けた取り組みを行う。</p> <p>(1) 活動場所 野洲市 MIZBE ステーション</p> <p>(2) 活動内容 関係者との調整により決める</p> <p>(3) 参加対象 地域住民、行政</p> <p>2) 上流域での活動（概要） (1) 野洲川運動公園（栗東市）近隣の河川清掃 根木山レンジャーと連携して実施（予定）</p> <p>(2) 活動内容 河川清掃</p> <p>(3) 参加対象 地域住民・企業 ・行政 琵琶湖河川事務所、栗東市</p>
----	---

	<p>3. 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査 琵琶湖河川事務所が主催で行う「野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査」について行政と立命館守山中学校とをつなぐ活動を行う 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査 主催 琵琶湖河川事務所</p> <p>1) 実施時期 実施日時 5月16日(木) 9時~12時</p> <p>2) 参加者 立命館守山中学校 琵琶湖河川事務所 流域治水課 水上河川レンジャー</p> <p>3) 内容 (1)野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査 魚類調査 (2)E ボートによる野洲川探検</p> <p>事前説明会 「令和5年度野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査」事前説明会</p> <p>1) 実施時期 日時 5月8日(水) 16時~17時</p> <p>2) 実施内容 (1)「野洲川河口部ヨシ帯整備」とこれまでに実施してきたモニタリング調査について説明 (2)5月16日に実施する野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査について説明 ①魚類調査 ②E ボートによる野洲川探検</p>												
対象	企業、地域住民、立命館守山中学校、行政（琵琶湖河川事務所、守山市、野洲市、栗東市）												
工程計画	企業・地域住民が川づくり主体的に参加できる仕組みづくり	4月 中流域の活動について関係者と調整	5月 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施 中流域の活動について関係者と調整	6月 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施	7月 中流域の活動について関係者と調整	8月 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施	9月 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施	10月 野洲川河口部ヨシ帯モニタリング調査実施	11月 野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	12月 野洲川中流域の活動に向けた取り組み。	1月 野洲川（上流域）河川清掃について関係者と調整	2月 野洲川（上流域）河川清掃活動実施	3月 次年度活動計画の打ち合わせ・調整 令和6年度の活動のとりまとめ

(テーマ) 川を守り育てる意識と行動を引き出す

氏名：野村 祐美子

作成日：2024年 5月10日

<p>背景と昨年度の課題</p>	<p>瀬田川は地域住民の憩いの場であると共に、運動やレジャーなど多くの方が利用されています。電力や水道水などの社会的基盤として大きな役割も担っており、その持続的な活用のために長い間努力が続けられてきました。しかし現在、川と住民との心理的距離が大きくなり、社会資本としての瀬田川を生かすためには、流域の住民がその価値について実感的に理解し、日常的に瀬田川に気に留め、積極的に川と関わろうとする意識を持つことが必要だと考えています。</p> <p>その思いから、昨年度、レンジャー活動として小学生親子を対象に「瀬田川たんけんたい」を立ち上げました。参加親子は川のよさ（価値）に気づき、普段から川の様子を気にするようになったと伺いました。しかし、昨年度はレンジャーが主導する活動になりがちだったこと、また活動が単発的だったことを反省しています。</p> <p>今年はよりいっそう主体である住民や子どもたちの思いを聞き取り、生かすことを大切に、望ましい瀬田川や琵琶湖の姿に近づくための活動に取り組むと考えています。</p>
<p>実施目的</p>	<p>(ビジョン)</p> <p>地域住民が瀬田川の価値と、川と自分との関わりを実感しながら、愛着を持って積極的に瀬田川に関わろうとする姿を目ざします。</p> <p>(ミッション)</p> <p>住民の思いを聞き取り、住民、自治体、企業、河川管理者など関係者をつなぎながら、よりよい瀬田川の姿の実現に向けて、取り組みます。</p> <p>瀬田川と人とが気軽に関わり、川の良さ（価値）に気づくことができる機会を増やせるよう活動します。</p>
<p>今年度の成果目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 積極的に地域に出向き、望まれる瀬田川の姿をつかむ 子どもたちの思いを生かした「たんけんたい活動」 地域の資源を効果的に活用し、参加者が体験を通して瀬田川の良さを学ぶ 参加者の川への思いの深まりを「見える化」する 地域住民が瀬田川への理解を深めるワークショップの開催 小学校教科書の「川」に関する教材の整理 「川」が初等教育課程でどのように扱われているか理解する。 自然体験活動を推進する上での参考資料として活用できるようにする。
<p>内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 地域の行事などに参加し、地域住民へのヒアリング 「瀬田川たんけんたい」の活動（案） (ア) E ボート体験・水辺の安全講座・瀬田川洗堰の見学 (イ) シジミ掻き漁体験…漁業の現状と環境保全 (ウ) 瀬田川の石観察……水の力・瀬田川流域の地質・防災 (エ) 冬鳥の観察会……渡り鳥の飛来地としての瀬田川 (オ) まとめ 地域住民とのワークショップ まちめぐり…瀬田川の歴史を伝える場所を訪ね、住民の関心を高めることを目的とします。 見学地…唐橋・西光寺・琵琶湖と瀬田川の境界地点・鳥居川観測所など 生きもの調査・外来魚釣り 等 小学校で使用されている教科書で川に関する教材の調査
<p>対象</p>	<p>○たんけんたい参加者 小学生親子 10組 25名程度</p> <p>○ワークショップ 地域住民 10名程度</p> <p>WS ホームページ・配架 および近辺の公民館・南郷小学校へチラシを配布し、募集します。</p> <p>昨年度の活動に参加された方にも案内します。</p>

河川レンジャー活動継続に向けた環境整備について

1.河川レンジャー活動の課題

河川レンジャーは、学生からサラリーマン、主婦、退職者など経歴は多様ですが、多くは仕事や学業が有りながら活動されています。その中で各々が自身の活動計画を実現させるためには時間を有効に活用した活動が求められます。一方、活動をサポートする側には、河川レンジャーが、純粋に活動に時間が充てられるような活動のしくみづくりが求められます。現行の河川レンジャーの支援にあたっては、1 回あたり 4 時間以上の活動を月 4 回していただくことを基本にお願いしており、その月毎の報告を義務として支援している。しかしながら、毎月一定時間の活動をする事は、各々の河川レンジャーが計画された活動の実態とは合わない場合があり、活動継続が難しい場合があります。河川レンジャー活動の継続のためには、河川レンジャーの活動の実態に即した環境づくりが必要と考えます。

2.河川レンジャー活動が継続しやすい環境整備にむけて

日常的な支援に加えて河川レンジャーの皆さんの活動が継続しやすい環境整備を考えています。

1) 具体的な課題

(1) 活動について

現在の活動は毎月コンスタント（原則 1 活動あたり 4 時間以上の活動を、月 4 回活動する）にすることが慣例となっているが活動は月ごとに濃淡がある。

⇒活動の月毎の濃淡を考慮した運営支援とする。

(2) 活動報告について

月間活動報告について

① 活動は原則 1 活動あたり 4 時間以上の活動を、月 4 回活動する事となっており活動の確認のために毎月活動報告をしてもらっている。

②活動報告書には活動内容を詳細に記述してもらっている。

活動報告書の作成に時間が費やされている。

⇒報告の内容は、河川レンジャーが記録に残したいことを簡潔に記載できるものとする。

河川レンジャー活動が継続しやすい環境整備にむけて

事前説明

1)河川レンジャー制度運営委員会に検討について説明（6月4日）



2)河川レンジャーへのヒアリング（6月）

(1)解決策素案について

(2)その他 河川R が活動する上で悩みや疑問の把握



3)試行案の検討

ヒアリング結果をもとにした月間報告等の試行案を検討

ヒアリング結果をもとにした「な課題」に対する解決策(素案)を検討



4)試行的に実施開始（7月）

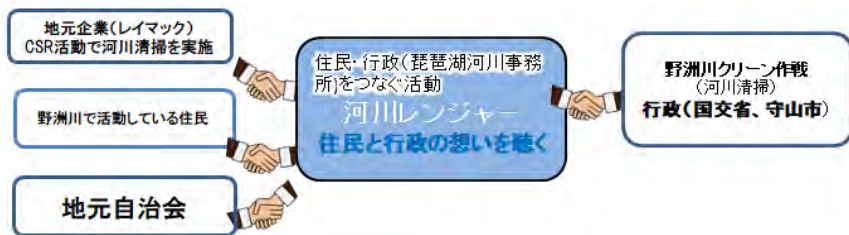


5)試行結果を分析し運用細則（案）または解説（案）等を作成



6)河川レンジャー制度運営委員会に運用細則（案）・解説（案）について助言を頂く

琵琶湖河川レンジャー レポート



◆ 河川レンジャー活動フロー図（野洲川の河川清掃） ◆

住民の想いと行政の想いを繋ぎ『みんなから愛される野洲川へ』

「住民と行政がともに活動する川づくり」をテーマに行政と企業や地域住民の方々が別々に実施していた野洲川の河川清掃活動を今回も河川レンジャーが繋ぎました。

住民と行政がともに活動する川づくり

【野洲川河川清掃(秋)】

『水上河川レンジャーより』 (活動概要)

第一部では、野洲川中洲親水公園（あめんぼう）の上下流の河川清掃を行いました。この河川清掃活動は平成29年から6年間毎年実施しています。

今回も行政（琵琶湖河川事務所・守山市）、地元の企業の（株）レイマック、地元自治会の方々合わせて約70名に参加していただき、皆さんと連携した河川清掃活動ができました。



参加いただいた皆さんありがとうございました！



水上
河川レンジャー

河川レンジャー
活動支援室

2024年3月発行
VOL. 52

第二部では、野洲川中洲親水公園の前の水辺で防災イベントとして防災かまど造りを開催。出来上がった防災かまどで非常炊き出し体験を行いました。

今後も「皆から愛される野洲川」を目指して、行政と住民の橋渡し役として河川レンジャー活動を進めていきます。

火起こし体験

チャッカマンを使わない火起こし（原始的な摩擦方式や火花方式）体験をして頂きました。火がうまく起こせなくて皆さん苦労されています。



火起こし体験



非常炊き出し体験

非常炊き出し体験

近年、全国で想定外の災害が起きています。災害時に避難所等で活躍する「防災かまどづくり」体験は小さな活動ですが防災に関心を持って頂くきっかけになったと思っています。

(参加者の感想)

野洲川は思ったよりもきれいだった。みんな川を守っていききたい。

野洲川の清掃体験をこれからも続けたい方が多い。火おこしは大変だなと感じました。

家のガスコンロがどれだけ有難いかわかった。

活動拠点 (問い合わせ先)

水のみぐみ館 ウォーターステーション琵琶内 河川レンジャー活動支援室
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-2-2 TEL077-536-3520 FAX077-536-3530
E-mail: r-manager@water-station.jp URL: <https://www.water-station.jp/ranger>
FB: <https://www.facebook.com/BiwakoRanger>

フェイスブックで活動を広報しています！
琵琶湖河川レンジャーFacebookページ
<https://www.facebook.com/BiwakoRanger/>

「体験を通して瀬田川に親しむ」 瀬田川たんけんたい活動中!



野村
河川レンジャー

【瀬田川で貝掻き体験実施】

体験を通して瀬田川を知り・深めるたんけんたい活動の一つとして、令和5年11月25日に瀬田川で貝掻き体験を実施しました。瀬田町漁協の方に瀬田川で採取できる貝の種類や現在の貝漁の状況などを教えていただきました。



想像以上に難しかった貝掻きの作業

【冬の水鳥観察会を実施】

瀬田川たんけんたいの第4回目の活動として、令和6年1月27日に瀬田川洗堰周辺にて冬の水鳥観察会を実施しました。草津湖岸コハクチヨウを愛する会の方に瀬田川に飛来する冬の水鳥について説明をしていただきました。



観察できた水鳥は34種類!

「参加者の声」

・瀬田川にこんないろいろな鳥が渡ってきていると初めて知った。
・鳥がきれいだった。
・名前を覚えられた。

【1年の活動をマップに】

第5回目の瀬田川たんけんたいでは1年間の活動をマップにまとめました。



1年の活動内容が一目瞭然

たんけんたい参加者の親子で、1年間の活動中、思い出に残っている活動や、印象的だった活動などを絵や言葉でまとめました。思いのつまった大作のマップができあがりました。

野洲川の川守りをつなぐ



根木山
河川レンジャー

【親子でMLGS

体験学習「野洲川で河川清掃ボランティア」

「野洲川の川守りづくり」に向けた試みとして、野洲川上流部の栗東市にて住民参加の河川清掃活動を行いました。

子育て世帯の親子を主対象として、子どもも社会体験・自然体験学習の機会として参加を呼びかけました。また、ご参加いただいた住民のご意見を聴取する機会として清掃活動終了後に河川敷にて簡単な交流会を行いました。

「参加者の声」

・ゴミひろいが楽しかった。また参加したいです。
・川の中には入ってはいけないと思っていて人が多いいと思います。今日みたいな活動はとても良い機会でした。



ノコギリで木を伐って火起こし体験の燃料にしました



ゴミを分別してどのようなものがあるのか、多いのか調べました



ゴミが意外に多くてビックリ!

琵琶湖河川レンジャー&レンジャートライアル募集中!

QRコードからアクセスしてみね



河川レンジャー活動の理念・あるべき姿

■河川レンジャー活動の「理念」

河川は、昔から住民の生活や生業と深い関係にあり、人々は日常的に川に触れ、遊び、恵みを得てきました。またその一方で、河川の氾濫等により、大きな被害を繰り返し受けてきた歴史もあります。

高度経済成長の大変動の中で、人々は、より便利で、安全で、効率の高い方法で、生活の向上、産業の発展を求めようになり、いつしか人々は、河川に背を向け、その整備や維持管理は専ら行政によるものとして認識されるようになりました。

しかし、河川整備計画に示されているように、本来、河川は貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産であり、ともに守り育てていくことが求められます。

そのために今必要なこと、それは、住民自身が河川を守り育てていく「主人公」であるという意識を育み、河川の豊かさを実感しながら、新たな川づくりに主体的に携わっていくことです。そして、住民と住民がつながり、行政とも連携しながら、川づくり、湖づくりにともに取り組んでいくことが期待されます。

琵琶湖河川レンジャーは、こうした河川を取り巻く状況の中で、顕在化している課題だけでなく、将来を展望し、潜在している課題にも着目しながら、川づくりに対する住民の意識を喚起し、住民自身による活動を引き出し、住民と住民、住民と行政の協働の関係づくりをコーディネートする役割を担います。そのため、様々な立場の住民とのコミュニケーションや、住民活動への助言やサポート、住民と行政との協働による河川管理のあり方に関する提言などを積極的に行っていきます。

その結果、河川を愛し、守り、触れ親しむ人や、災害や事故などに対して自律的に対処できる人を増やし、かつてのような人々と河川との豊かな関係を再構築していきます。

■河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」

○長期的な視野、幅広い視点、そして大きな志を持って活動に臨む

○固定観念にとらわれない柔軟な発想で活動テーマを定める

○定めたミッションの達成に向けて、住民と向き合い着実に進めていく

○主役はレンジャーではなく、住民自身であるという認識に立って取り組む

○独立性を保ち、自らの立場を明らかにして活動する

○継続性のある活動、受け継がれる活動に取り組む

○活動に必要な知識やスキルを日々向上させる努力を行う

■住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」

聴く・認識する

- ・多角的な意見、視点があることを理解・認識する
- ・住民との信頼関係を築き、本音を聴く
- ・普段川との接点がない人の声も聴く
- ・住民、行政それぞれの課題を認識する

呼びかける

- ・多世代が、川に触れ親しむきっかけをつくる
- ・子どもたちと川に関わる人々と出会いの場をつくる
- ・地域における住民の果たすべき役割を理解した上で、伝達や働きかけを行う

伝える

- ・河川レンジャーの役割・活動を分かりやすく発信する
- ・集めた情報は集めた場所にフィードバックする
- ・暮らしと川との関わりを“見える化”する
- ・地域の協働による活動の成果を地域内外に知らせる
- ・住民と行政の取り組みをそれぞれに分かりやすく伝える

引き出す

提案する

- ・住民自ら地域の声を聴き、問題を見つけ、地域の課題に取り組む意識を育てる
- ・住民による主体的な活動の立上げ、構築を支援する

- ・川づくりへの住民の参加・協働による取り組みを働きかける
- ・住民の思いや取り組みを背景に、行政に対して積極的に提案する

つなぐ

- ・立場や思いの異なる住民どうしをつなぐ
- ・相反する意見をつきあわせる
- ・連携可能な活動や主体(官・民)をつなぐ
- ・派生するつながりも敏感に取り入れ活かす

■活動テーマ設定に際しての「視点事例」

○川から遠ざかっている子ども、住民に対する関心の喚起

○川の自然的価値、歴史・文化的価値の再発見

○住民の昔からの暮らしの中で培われてきた環境維持技術の掘り起こし(好循環型社会の再構築)

○外来種による生態系や文化・社会への影響

○水防災への関心の喚起

○顕在化している住民ニーズへの取り組み。
【河川管理者に寄せられた住民ニーズ(別紙参照)】

○潜在化している住民ニーズを把握する取り組み。

河川レンジャー活動の理念・あるべき姿の位置づけ

「河川レンジャー」については、淀川水系河川整備計画で提起され、琵琶湖河川事務所管内では、平成18年度に「河川レンジャー制度」が制度化された。それ以降、当制度に基づく河川レンジャー活動が展開されてきたが、平成24年度に、今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について、ワーキングによるレビューに基づき答申が行われた。ここに示す、「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」は、当答申に基づいて明文化するものである。

■淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)

河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて活動の充実を図る。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。

■河川レンジャー制度(現状)

○河川レンジャー制度運営委員会規約

・前文(抜粋)

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

- ・名称、目的、委員の責務、審議事項、組織等、任期、委員長・副委員長、委員会、議事、委員会の公開、事務局、規約の改正、雑則

○琵琶湖河川レンジャー活動要領

- ・趣旨、定義、責務、活動拠点、任命及び解任、活動休止及び再開、任期、活動支援、活動計画、活動報告、研修、謝金等、保険の加入、活動要領の改正

■河川レンジャー制度運営委員会 委員会レビューワーキング

「今後の河川レンジャー制度及び委員会組織のあり方について(答申・抜粋)」

(1)河川レンジャーのありべき姿

イ)河川レンジャー活動のありべき原点は、住民の河川との生活の関わりの中から醸成されてきた住民の真の知恵を聴取し、この住民意見を新たな川づくりの河川整備に反映されるように努め大きな志を抱くことにあるということを目指す。

ロ)「つなぐ」という言葉には、二つの本質的な意味がある。一つは、河川に関わる住民の真の意見を聴取するための、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」である。河川レンジャーは、この「つなぐ」を達成するために、住民の意見を極めて公平に掘り下げて聴取できるよう、なんびとの利益行動にも左右されずに日常から思想と信条に関する倫理獲得に努め、住民個人あるいは住民組織と接していかなければならない。二つめは、河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」である。すなわち、河川レンジャーからの住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」結果の河川管理者への報告過程である。河川管理者は、河川整備を行うにあたって、住民と河川レンジャーとの間の「つなぐ」と河川レンジャーと河川管理者との間の「つなぐ」の二つの「つなぐ」を施策に十分に生かし反映させなければならない。

ハ) 河川レンジャー活動の理念、ありべき姿を明文化し、委員会委員ならびに河川レンジャーが活動目的の本質を認識して、これの共有を図る。

(2)河川レンジャーの育成

- イ)開催講座の継続的開催
- ロ)相互理解を図るための交流の場

(3)河川レンジャー活動成果の評価

- イ) 委員会が河川レンジャー制度の理念、目標を明確に提示できるという前提で、河川レンジャーの個別の活動について、その理念、目標の達成度を評価する。
- ロ)河川レンジャー活動総体としての全体評価

(4)委員会の果たすべき役割

- イ)委員会委員の関与
- ロ)委員会及び委員の役割
- ハ)河川レンジャーと委員とのコミュニケーション

■河川レンジャー制度(今後)

○河川レンジャー制度運営委員会規約(前文(抜粋))

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。

○河川レンジャー活動の理念・ありべき姿

河川レンジャー活動の「理念」及び河川レンジャー活動に当たっての「姿勢」住民の真の知恵を聴取し、新たな川づくりに反映させるための活動プロセスとその「心得」活動テーマ設定の「視点事例」

※河川レンジャーの理念・ありべき姿の文章作成に基づいて、河川レンジャー制度運営委員会規約の改正が必要との判断はしない

※河川レンジャー活動の評価制度に関しては、河川レンジャー制度の理念・目標の明示がなされることによって、河川レンジャー個別活動評価について委員会にて検討する

※住民から寄せられたニーズに変化があった場合、河川管理者は、住民と行政との連携・協働がより積極的に取り組まれるよう制度運営委員会に報告し、制度運営委員会は、河川レンジャーの個別活動の評価、継続審査、任命審査に利活用するものとする。

河川レンジャー制度運営委員会規約

令和 3 年 8 月に策定された淀川水系河川整備計画（変更）では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域およびその周辺で行うものとする。河川レンジャー制度運営委員会（旧河川レンジャーアドバイザー委員会）は、琵琶湖河川レンジャーと連携し、琵琶湖河川事務所の積極的な支援に基づいてその制度を運営する。

（名称）

第 1 条 本委員会は「河川レンジャー制度運営委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本委員会は、河川レンジャー制度の発展に寄与することを目的とし、その制の運用の検討、琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という。）の任用、河川レンジャーの活動等にかかる審査等を行う。

（委員の責務）

第 3 条 河川レンジャー制度運営委員会委員（以下「委員」という。）は、前条の目的に基づき河川レンジャー制度が適切に運用されるよう努めるものとする。

（審議事項）

第 4 条 委員会は、以下に掲げる項目に関して議決する。

- （1）河川レンジャーの任命及び解任
 - （2）河川レンジャー活動要領に関する事項
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項
2. 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討する。
- （1）河川レンジャー制度の運用に関する事項
 - （2）河川レンジャーの育成及び活動
 - （3）その他委員会が必要と認めた事項

(組織等)

第5条 委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員会の構成委員については、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長が次の各号に掲げる者から委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名程度 |
| (2) 住民 | 5名程度 |
| (3) 行政関係者(河川管理者) | 2名程度 |

(任期)

第6条 委員の任期は委嘱された日から2年間とする。但し、再任を妨げない。

2. 委員は正当な理由を有する時は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名を置くこととする。

2. 委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。

3. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が招集し、これを運営する。

2. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3. 委員会の議長は、委員長がつとめる。

4. 委員会は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴くことができる。

(議事)

第9条 委員会の表決は出席委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 前項の場合においては、議長は委員として表決に加わることができない。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開を原則とし、その公開方法については委員会で定めるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶(滋賀県大津市黒津4-2-2)内に置く。

(規約の改正)

第12条 本規約の改正は、委員総数の過半数をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第13条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月6日から施行する。

改正 平成20年1月18日

平成21年6月22日

平成22年1月20日

平成28年3月7日

令和6年3月6日

琵琶湖河川レンジャー活動要領

（趣旨）

第1条 この活動要領は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が管轄する区域及びその周辺において活動する琵琶湖河川レンジャー（以下「河川レンジャー」という）の役割と活動要領について定めるものである。

（定義）

第2条 令和3年8月に策定された淀川水系河川整備計画（変更）では、河川レンジャーは「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う」としている。

琵琶湖河川レンジャーは、さらに住民と住民ならびに住民と行政との連携・協働を琵琶湖河川事務所の直轄管理する区域及びその周辺で行うものとする。

（責務）

第3条 河川レンジャーは、第2条に規定した活動を自発的に行う有識者であり、河川レンジャーの制度が適正に運用されるようにつとめるものとする。なお、河川レンジャーの活動は、個人や特定の団体の活動と区別されなければならない。

（活動拠点）

第4条 河川レンジャーの活動拠点は、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶（滋賀県大津市黒津4-2-2）とする。

（任命及び解任）

第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 河川レンジャー制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て、同委員会から任命されること。
- (2) 「河川レンジャー活動の理念・あるべき姿」を遵守すること。
- (3) 成年であること。

2 河川レンジャーがやむを得ない理由により、辞任を申し出た時は、運営委員会はこれを審議して解任することができる。

3 第10条に定める年度報告の審査の結果、活動内容の妥当性が認められなかった場合には、運営委員会は河川レンジャーを解任することができる。

4 次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する時は、運営委員会はこれを審議して河川レンジャーを解任するものとする。

- (1) 河川レンジャー制度の信頼を著しく失墜する行為をおこなったとき。
- (2) 活動の意志がないと認められるとき。
- (3) 公序良俗に反する行為があったとき。
- (4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないとき。
- (5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動を行ったとき。
- (6) 法令に違反する行為があったとき。
- (7) その他本活動要領に違反したとき。

(活動休止及び再開)

第6条 河川レンジャーがやむを得ない理由により、長期間にわたり活動を休止する場合、または活動を再開する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(任期)

第7条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(活動支援)

第8条 河川レンジャーの活動を支援するために、河川レンジャー活動支援室(以下「支援室」という)をウォーターステーション琵琶内におく。

- 2 レンジャーの活動を適正かつ円滑にするために、支援室に河川レンジャーマネージャー(以下「マネージャー」という)をおく。
- 3 運営委員会は、支援室職員の中からマネージャーを任命し、第5項の任務が適正に行われているかを審査する。
- 4 マネージャーの任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 マネージャーの任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 河川レンジャーミーティング(以下「ミーティング」という)等の河川レンジャーが主体となる各種会議、活動行事等の日程調整
 - (2) ミーティングの司会・進行、議事録作成
 - (3) 河川レンジャーが運営委員会に提出する活動計画書や活動報告の作成、その他活動の実施にあたっての助言等
 - (4) 河川レンジャー活動成果のとりまとめとその広報
 - (5) 河川での様々な住民及び行政の活動に関する各種情報を河川レンジャーへ提供
 - (6) 運営委員会に対する河川レンジャーからの河川レンジャー活動に関する要望、および河川レンジャー制度に関する意見具申の内容整理と手続きを行う。
 - (7) 河川レンジャーの活動に対するマスメディア等からの取材受付
 - (8) その他レンジャー活動の支援に関する事項

第9条 河川レンジャーの活動を継続的に実施するため、河川レンジャーの中に河川レンジャーチーフを置くことができる。

- 2 河川レンジャーチーフは、河川レンジャーとしての経験等を考慮して運営委員会が任命する。
- 3 河川レンジャーチーフの任期は、任命された日から河川レンジャーの任期終了までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 河川レンジャーチーフに任務は、運営委員会が下記に定める。
 - (1) 琵琶湖河川レンジャーのまとめ役として各主体との連絡・調整
 - (2) 河川レンジャーの方向性の確認
 - (3) 退任する河川レンジャーの情報の引継ぎ
 - (4) その他河川レンジャーの活動の継続性を持たせるための活動
- 5 河川レンジャーチーフに任命された河川レンジャーの活動計画及び活動報告には前項の内容を含むものとする。

(活動計画)

第10条 河川レンジャーは、任命後速やかに任期内の活動計画を作成し、運営委員会の承認を得て活動を行うものとする。なお、活動計画を大きく変更するときは、速やかに計画変更書を運営委員会に提出し、同委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

- 第11条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果を運営委員会に報告し、承認を得るものとする。
- 2 河川レンジャーは、第1項の活動報告を原則として毎月提出するものとする。
 - 3 河川レンジャーは、任期中の各年度末に、当該年度活動内容の報告を運営委員会に対して行い、活動内容の審査を受けるものとする。

(研修)

第12条 河川レンジャーは、運営委員会に対して、活動資質を高めるための研修講座の開講を要請することができるものとする。

(謝金等)

- 第13条 河川レンジャーへの謝金は月払いとし、適正な活動内容に対して支給するものとする。
- 2 河川レンジャーの活動及びその報告に要する経費は謝金の中に含まれるものとする。なお、活動報告に要する交通費は別途支給するものとする。
 - 3 河川レンジャーの謝金額は別途定める。

(保険の加入)

第14条 運営委員会は、河川レンジャーが、活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、傷害保険等に加入する。

2 前項の保険への加入及び保険履行等の手続きは、レンジャー活動支援室がこれを行う。

(活動要領の改正)

第15条 本活動要領の改正は、運営委員会規約第4条第2項に基づいてこれを行うものとする。

附則

この活動要領は、平成22年4月1日から施行する。

改正 平成27年3月10日

改正 令和6年3月6日

河川レンジャートライアル 基本ルール

（趣旨）

この基本ルールは、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が設ける「河川レンジャー制度」において、河川レンジャーの確保を目的とし試行する「河川レンジャートライアル」に適用し、次期レンジャー候補者・希望者が体験する場として河川レンジャー活動の補佐をする場合の基本的なルールを示すものである。

（名称）

この試行を「河川レンジャートライアル」と称し、トライアルを行う個人には、呼称を付さない。

（責務）

トライアルにおいて活動する者は、特定の責務を負わないが、この試行の意義を理解の上、良識的な行動を行うものとする。

（活動範囲）

トライアルにおいて活動する者の活動範囲は、琵琶湖河川レンジャーの活動範囲に準ずる。

（登録）

河川レンジャー活動の補佐をする「河川レンジャートライアル」でレンジャー活動の体験を希望する者は、登録様式に記入し提出・申し込みを行う。

（申込）

申込は、河川レンジャーマネージャーが対面で受け取り、河川レンジャーについての一通りの説明を行い、申込者が趣旨を理解していることを確認する。受け取った際の所見を、マネージャーは、様式内の所見欄に記入する。提出された申込書は、河川レンジャー制度運営委員会に回覧する。

（活動内容）

マネージャー及び河川レンジャー（注1）により、トライアル内容を決定し、実施する。

（活動支援）

河川レンジャー活動支援室（マネージャー）と河川レンジャーは、連携して、トライアルにおいて活動する者の、河川レンジャーとしての素養を獲得していく経過を支援する。

（登録の抹消）

トライアルにおいて活動する者が、トライアルの趣旨に反して著しく不適切な行動を取った場合は、委員会が登録抹消権を持つ。

（活動休止及び再開）

トライアルを行う期間において、都合により活動を休止する者は、マネージャーへ届けを提出する。また、再開する場合も、同様に行う。

（登録期間）

登録期間は半年毎に更新可能とし、最長2年とする。

(活動報告)

トライアルにおいて活動する者は、毎回の参加記録を所定の様式に記入し提出すること、および3カ月毎に感想文を提出することとする。

(交通費の支払い)

上記の参加記録に記載される内訳に従い、確認の上、活動に伴う交通費の支払いを行う。
精算の様式は別途定める。

(保険の加入)

委員会は、トライアルにおいて活動する者へのイベント保険を各活動ごとにかかるものとする。
その事務手続きは河川レンジャー活動支援室が行う。

以上